

飼養衛生管理指導等計画概要

〔 令和 3 年 10 月 〕
〔 畜 産 振 興 課 〕

名 称	飼養衛生管理指導等計画
趣 旨	<p>令和3年4月1日、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の3の3に基づき国が「飼養衛生管理指導等指針」を策定したことから、道は法12条の3の4に基づき、国の指針に即した飼養衛生管理の指導方針を定めた計画を策定し公表したところ。</p> <p>今般、昨シーズンの高病原性鳥インフルエンザが過去最大の発生となったことや豚熱がワクチン接種農場において相次いで発生したこと等、国内において悪性伝染病の発生数が増加し、国が関係法令及び飼養衛生管理指導等指針を改正したことから、本道の計画についても、10月1日付けで見直しを行った。</p>
改正の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飼養衛生管理基準の遵守状況の課題と対応方針（第1章－3、4） <ul style="list-style-type: none"> ・家畜の所有者への指導を徹底するため、家畜の所有者が家畜保健衛生所に提出が義務付けられている定期報告から、各農場の飼養衛生管理基準の自己点検結果を検証し、各農場及び地域における衛生レベルの高位平準化を図る。 ○ 埋却地の確保（第3章－1） <ul style="list-style-type: none"> ・万が一悪性伝染病が発生した場合、迅速に初動防疫を実施するため、家畜の所有者に対し、埋却地を確保するよう指導することを記載。 ・埋却地が確保できない場合の公有地の利用やその他大型機材による処理等の検討についても記載。 ○ 豚及び家きんの大規模所有者における対応計画の策定（第3章－1） <ul style="list-style-type: none"> ・大規模所有者のうち、豚1万頭以上、家きん20万羽以上を飼養する所有者に対し、円滑な初動防疫を推進するための対応計画の策定を指導する旨記載。 ・各（総合）振興局及び家畜保健衛生所は、道内で整備している防疫計画を所有者や関係者と精査し、対応計画として共有・整備する旨を記載。 ○ 大規模所有者における飼養衛生管理者の選任（第4章－1） <ul style="list-style-type: none"> ・関係法令の改正により、一定頭羽数を飼養する大規模所有者は、農場で衛生管理区域ごとに選任している飼養衛生管理者を、原則畜舎ごとに選任することとなったため、その旨を記載。
施 行 日	令和3年10月1日施行